



▶社会福祉施設等における面会・外出の基準が緩和される

厚生労働省においては、今般、社会福祉施設等における利用者の面会と外出の基準の緩和の方針を示しました。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）の決定を受けた「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」（令和3年11月24日）によって示されています。

面会

- 面会についてはこれまで「緊急やむを得ない場合を除き制限する等の対応」を行うこととされてきましたが、このたび「可能な限り安全に実施できる方法を検討すること」とされ、安全にできる方法であれば面会可能とする旨の方針が示されました。
- そのほか次のような留意点が示されています。
 - ・ 入所者及び面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮して、管理者が、面会時間や回数、場所を含めた面会の実施方法を判断すること。
 - ・ 面会の実施方法の判断する際、入所者及び面会者がワクチン接種済み又は検査陰性であることを確認できた場合は、“対面での面会”の実施の検討すること。
 - ・ 入所者や面会者がワクチンを接種していないことを理由に不当な扱いを受けることがないように留意し、ワクチンを接種していない入所者や面会者も交流が図れるよう検討すること。

外出

- 入所者の外出については、「生活や健康の維持のために必要なものは不必要に制限すべきではなく」とされていましたが、今回さらに緩和され、生活や健康の維持のために必要なものは制限せずに行える旨の方針が示されました。

▶参考URL

※1 「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」

URL:<https://www.roushikyo.or.jp/?p=we-page-menu-1-2&category=19325&key=21769&type=content&subkey=406091>



ご意見・ご要望は
コチラまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中!

老施協.com



老施協
デジタル

